

# 令和5年度佐賀県高等学校総合体育大会ホッケー競技実施要項

## 1 期日・会場

### (1) 競 技

日 時 令和5年5月27日(土) 10時00分 競技開始

会 場 伊万里実業高等学校 商業キャンパスグラウンド(サンドベース人工芝)

### (2) 閉会式(表彰のみとする)

日 時 令和5年5月27日(土) 競技終了後

会 場 伊万里実業高等学校 商業キャンパスグラウンド(サンドベース人工芝)

### (3) 諸会議

競技役員会議 5月27日(土) 8:00 ~ 伊万里実業高等学校 商業キャンパスグラウンド

監督会議 5月27日(土) 8:30 ~ 伊万里実業高等学校 商業キャンパスグラウンド

## 2 競技運営規定・方法

### (1) 本大会の運営は本規定によって行う。

### (2) 競技規則

(公社)日本ホッケー協会編2023年度版(ホッケー競技規則)に準拠する。

### (3) 試合方法

試合時間は15分の4クオーター制とする。第1Qと第2Q、第3Qと第4Qの間は2分間のインターバル、第2Qと第3Qの間は8分間のハーフタイムを設定する。

### (4) 延長戦・S O 戦

延長戦は実施しない。規定時間内に勝敗が決しない時は、S O 戦で勝敗を決定する。

### (5) 順位の決定について

#### ① 合計「勝ち点」の多い順

各試合における勝利チームに3点、引き分けチームに各1点、敗戦チームに0点の「勝ち点」が与えられる。

#### ② ①の合計「勝ち点」の結果で同位の場合は、「勝利数」の多いチームを上位とする。

#### ③ ②においても同位の場合は、合計「得失点差」即ち「総得点数-総失点数」の多いチームを上位とする。

#### ④ ③においても同位の場合は、相手から得た「総得点」の多いチームを上位とする。

#### ⑤ ④においても同位の場合は、当事者チーム同士の「試合結果」で勝ったチームを上位とする。

#### ⑥ ⑤においても同位の場合は、別途にS O 戦を実施し、得点数の多いチームを上位とする。

### (6) 計 時

試合の時間管理はジャッジ席にて行う。

### (7) 服 装

試合の際は、各学校のユニフォームを着用すること。女子は簡単なリボン程度で頭髪をおさえることを認める。

### **3 引率・監督について**

- (1) 引率責任者は、校長の認める当該校の職員とする。
- (2) 監督、コーチ等は校長が認める指導者とし、それが外部指導者の場合は傷害・賠償責任保険(スポーツ安全保険等)に必ず加入することを条件とする。

### **4 参加資格**

- (1) 参加者は、佐賀県高等学校体育連盟に加盟している生徒とし、本競技実施要項により本大会の参加資格を得た者に限る。
- (2) 令和5年度日本ホッケー協会に選手登録を完了した者とする。
- (3) 年齢は平成17(2005)年4月2日以降生まれの者とする。但し、出場回数は同一競技3回までとし、同一学年での出場は1回限りとする。
- (4) チーム編成において、全日制・定時制・通信制課程の生徒による混成は認めない。
- (5) 統廃合の対象となる学校については、当該校を含む合同チームによる参加を認める。。ただし部員不足に伴う合同チームについては、「部員不足に伴う複数合同チーム参加規程」及び「競技別部員不足に伴う複数校合同チーム参加ガイドライン」に則り、基準等に合致した場合のみ参加を認める。
- (6) 転校後6ヶ月未満の者は参加を認めない(外国人留学生もこれに準ずる)。但し、一家転住等やむを得ない場合は、在学する学校長及び佐賀県高等学校体育連盟会長の認可があればこの限りではない。
- (7) 出場する選手は、あらかじめ健康診断を受け、在学する学校長の承認を必要とする。

### **5 参加制限**

- (1) チーム編成　監督1名、引率責任者1名、選手15名、ベンチアシスタント2名以内とする。
- (2) 外国人留学生の参加については、エントリー数(15名)に対して3名以内とする。但し、試合への出場は2名以内とする。

### **6 組合せ**

組み合わせは、専門委員会で行う。

### **7 出場権獲得**

男女とも、本大会の優勝チームは佐賀県代表として、令和5年度全九州高等学校総合体育大会への出場権を得る。

### **8 参加上の注意**

- (1) 各チームの選手のユニフォームは、日本ホッケー協会に登録されたものを2種類用意すること。
- (2) 競技中の疾病・傷害などの応急処置は主催者で行う。
- (3) 試合中はマウスガードを着用すること。
- (4) 原則として運動靴を使用し、スパイクシューズの使用を認めない。
- (5) 各チームの監督は、「行動規範 確認書」を監督会議の際に提出すること。